

公衆浴場の手引き



令和7年12月

岐阜市保健所生活衛生課

目次

1 公衆浴場法について	2
1-1 公衆浴場とは	2
1-2 公衆浴場の種別	3
2 開業までの手続き	4
2-1 開業までの流れ	4
2-2 事前相談	5
2-3 申請書の提出と必要書類	6
3 構造設備等の基準	7
(1) 一般公衆浴場、福利厚生浴場、スーパー銭湯の構造基準	7
(2) 保養施設浴場の構造基準	9
(3) スポーツ施設等付帯浴場の構造基準	11
(4) サウナ浴場の構造基準	13
(5) 家族風呂、個室付き特殊浴場の構造基準	15
(6) 露天風呂の構造基準	17
4 衛生管理等の基準	19
5 入浴者等の制限	20
6 浴槽水等の衛生管理	21
6-1 浴槽水等の水質基準及び検査回数	21
6-2 レジオネラ症発生防止対策	22
7 営業開始後の保健所への届出等	23
8 申請・届出の記入例	
(1) 公衆浴場営業許可申請書	25
(2) 公衆浴場営業許可等申請事項変更届	30
(3-1) 公衆浴場営業承継（譲渡）届	31
(3-2) 公衆浴場営業承継（相続）届	33
(3-3) 公衆浴場営業承継（合併）届	35
(3-4) 公衆浴場営業承継（分割）届	36
(4) 公衆浴場営業停止届	37
(5) 公衆浴場営業廃止届	38
9 公衆浴場営業に関する主な関連機関連絡先	39

1 公衆浴場法について

1-1 公衆浴場とは

公衆浴場とは、「温湯、潮湯又は温泉その他を利用して、公衆を入浴させる施設」と定義されています。

反復継続の意思を持ち、かつその行為が社会性を有して行われる場合、有料・無料を問わず、公衆浴場法が適用されます。



ただし、次のものは、公衆浴場法適用外とされています。

- ・旅館業許可施設内の宿泊者のみが利用する浴場
(旅館業法によりほぼ同様な監督その他必要な措置をなし得るため)
- ・事業場附帯寄宿舍内の浴場
(労働基準法及び事業場附属寄宿舍規則により監督を受けるため)
- ・入浴施設を有する家庭で近隣の者を継続的に入浴させる場合、近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用する場合等
(社会性を有するものとは認められないため)
- ・病院や老人保健施設のデイケアとして使用する浴場、国や自治体によって寝たきり老人等を対象に入浴介助を伴った入浴サービスに使用される浴場
(厚生労働省 公衆浴場概要より)
- ・遊泳プールに付帯する採暖室、採暖槽
(厚生労働省 公衆浴場概要より)
- ・もらい湯(業として行われていないもの)
(厚生労働省 公衆浴場概要より)

1－2 公衆浴場の種別

公衆浴場は、次の種別に区分されています。

◆一般公衆浴場

温湯等を使用し、同時に多人数を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設。

◆その他の公衆浴場

1 保養施設浴場

温湯、蒸気及び熱気等を使用し、公衆を入浴させるものであって、福祉、保養又は休息のための施設を有するもの

(医療法人、営利法人等が運営するデイサービスセンターの入浴施設を除きます。)

2 スポーツ施設付帯浴場

温湯、蒸気及び熱気等を使用し、スポーツ施設、健康増進施設、整形美容施設等に付帯して公衆を入浴させるもの又はクアハウス

3 福利厚生浴場

温湯、蒸気及び熱気等を使用し、公衆を入浴させるものであって、工場、事業場等がその従業員の福利厚生のために設置するもの

4 サウナ浴場

蒸気、熱気等を使用し、公衆を入浴させるものを主たる目的とするもの

(低温サウナ、酵素風呂、砂風呂、岩盤浴等を含みます。)

5 スーパー銭湯

温湯、蒸気及び熱気等を使用し、公衆を入浴させるものであって、一般公衆浴場に類する構造設備を備えるもの

6 家族風呂

温湯、蒸気及び熱気等を使用し、個室を設け家族単位で利用させるもの

7 露天風呂

温泉水等を使用し、公衆を入浴させるものであって、浴室の屋根又は壁の全部もしくは一部がなく、他の浴室がないもの

8 個室付特殊浴場

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第1号に規定するもの

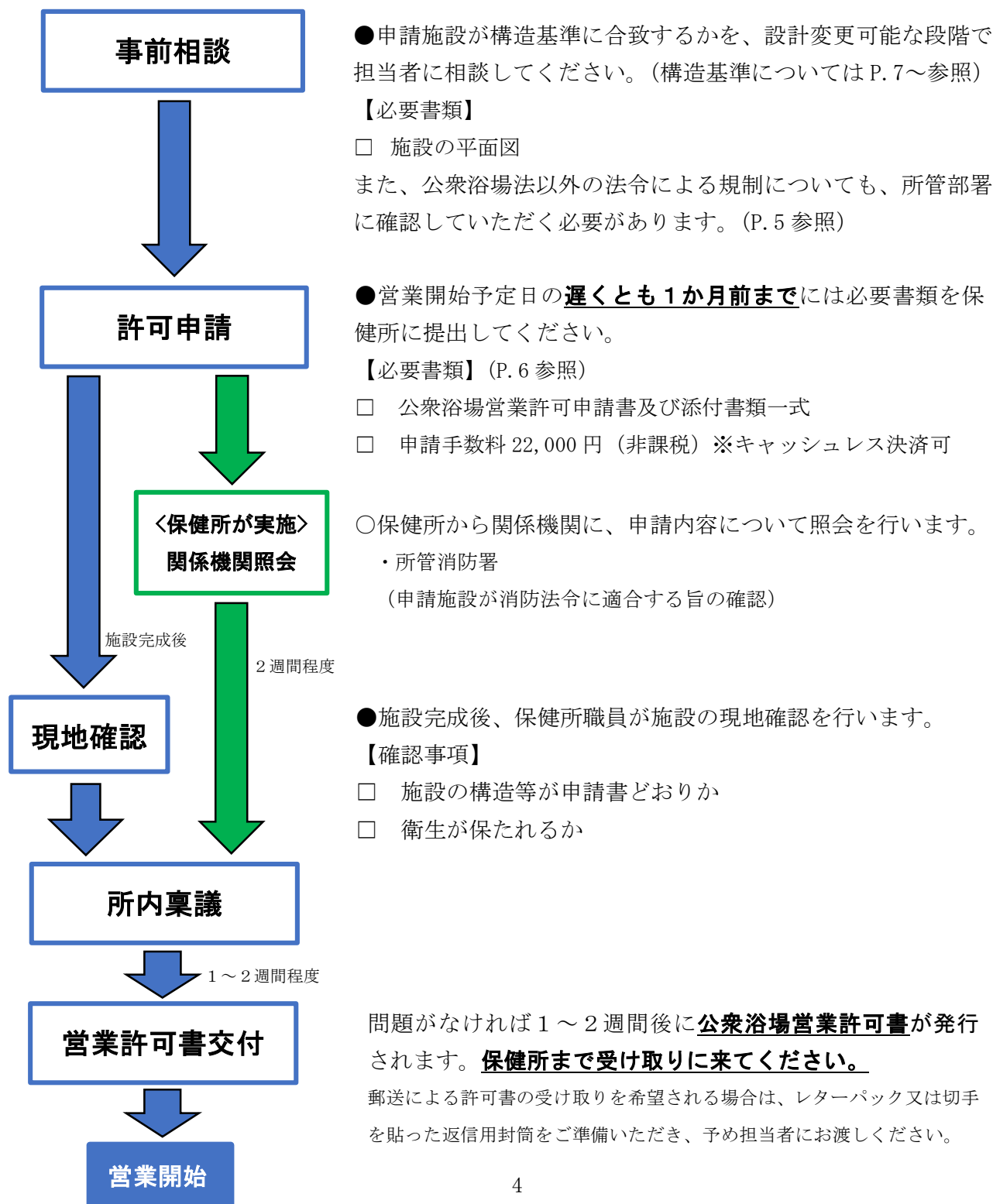
9 上記1から8までに分類することが困難なもの

※一般公衆浴場とその他の公衆浴場の判断の目安として、「白湯（薬湯、電気浴、打たせ湯、歩行浴、パイプラバス、ラドン浴、高温浴槽、水風呂等、浴槽に付加設備を設ける等何らかの付加価値を持たせた浴槽以外の単純な浴槽）の浴槽の内面積の合計面積（㎡）の値に、給水（湯）栓の組数に1.1を乗じた値を加えた値」と「サウナ室等（蒸気、熱気等を使用し、入浴させる設備）の床面積の合計面積の値」を比べ、前者が大きいものは「一般公衆浴場」、後者が大きいものは「その他の公衆浴場」とします。ただし、設備面では一般公衆浴場に該当する場合でも、その利用目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設に該当するか、総合的に判断します。

2 開業までの手続き

2—1 開業までの流れ（新規申請）

公衆浴場業を営もうとする場合、公衆浴場業法に基づく許可が必要です。



2-2 事前相談（新規申請）

公衆浴場法では、公衆浴場の種類ごとに構造設備や衛生に必要な措置等について基準が定められています。

事前相談では、申請予定施設の計画平面図及び事業計画（運用形態等）について確認し、構造設備や衛生に必要な措置等が公衆浴場法の構造基準に適合するかどうかを確認します。

構造設備の基準については P.7～を、営業者の措置については P.9～を参照してください。

関連法規等及び関連部署との調整

公衆浴場法以外の法令で代表的なものは以下のとおりです。公衆浴場の営業が可能かどうか、他法令の規制や申請・届出義務等について、事前にご確認ください。

（１）建築基準法

許可申請施設が建築基準法第6条第1項の規定による確認が必要となる施設であって新築のときは、同法第7条第5項に規定する検査済証の写しを許可申請書に添付していただきます。

（２）消防法

申請書が提出された後、保健所から申請施設を所管する消防署に対し、申請施設が消防法令に適合する施設かどうか照会します。消防法令の規制について事前に消防署に確認し、消防法令に適合できるようにしてください。

（３）温泉法

温泉水を浴用又は飲用に利用しようとする場合は、温泉法の許可が必要となりますので、岐阜市保健所生活衛生課にご相談ください。

（４）食品衛生法

利用客への飲食物の提供を行おうとする場合、食品衛生法の許可が必要となる場合がありますので、岐阜市保健所食品衛生課にご相談ください。

（５）水道法

営業施設に飲用水を給水するために受水槽や高置水槽を設置する場合、その給水規模によっては届出が必要になる場合がありますので、岐阜市保健所生活衛生課にご相談ください。

（６）岐阜市地下水保全条例

営業施設に井戸水を使用する場合、揚水設備の規模により岐阜市地下水保全条例の届出が必要となる場合がありますので、岐阜市環境部環境保全課にご相談ください。

（７）廃棄物の処理及び清掃に関する法律

申請施設から排出される廃棄物の処理方法については、岐阜市環境部環境事業課及び産業廃棄物指導課に相談してください。

（８）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律

個室付特殊浴場の営業に係る規制については、所管の警察署にご相談ください。

2-3 申請書の提出と必要書類

許可申請には下記の書類が必要です。申請様式は岐阜市公式ホームページからも取得できます。

申請様式は岐阜市公式ホームページからも取得できます。

(岐阜市公式HP>申請書ダウンロード>検索ワード「公衆浴場」で検索>公衆浴場に関する届出様式(申請))

《申請書類》

○公衆浴場営業許可申請書

○添付書類

- 1 (申請者が法人の場合) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(原本)
(登記事項証明書は3か月以内に作成されたもの。コピーを提出されたい場合は、原本照合を行いますので、原本とコピー両方をご持参ください。)
- 2 申請地を中心とした半径300mの地域内の見取図
- 3 公衆浴場の給水・給湯系統図、循環ろ過装置のある場合は循環ろ過系統図、構造設備の仕様書及び平面図
- 4 公衆浴場の種類(温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること)
- 5 公衆浴場で用いる湯水、飲用水等の種別及び水質の適性を示す書類
(使用水が水道水のみで、受水槽・高架水槽を経由しない場合は不要)
- 6 維持管理を必要とする主な設備の一覧を示した書類
- 7 その他市長が必要と認める書類
 - ・(建築基準法第6条第1項の規定による確認が必要であつて新築の場合) 同法第7条第5項に規定する検査済証の写し
 - ・(申請する土地及び建物が他人の所有に属する場合) それを使用する権利を有することを証する書類の写し

○申請手数料 22,000円(非課税)

記載方法はP.25の申請書記載例を参考にしてください。

※申請書の副本が必要な場合は、同じものを2部提出してください。1部に受付済印を押印し、返却します。

書類の記入にあつては黒のボールペンを使用し、容易に消せるペン等は使用しないでください。

3 構造設備等の基準

(1) 一般公衆浴場・福利厚生浴場・スーパー銭湯の構造基準

位置	(一般公衆浴場のみ適用) 既設の公衆浴場との間に直線で 270m以上の距離が保たれていること	条 2
	※土地の状況、予想利用者数、人口密度等を考慮して公衆浴場の設置が公衆衛生上必要であると市長が認めたときはこの限りではない	
一般的事項	浴場内は、採光又は照明により十分な照度を確保すること ※150～300 ルクス	条 4-3 内規
	脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、男女別に区画して設け、相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること	細 4-1-1
	入浴しようとする者との面接に適する構造又は設備を設けること	細 4-1-2
	傘及び履物を安全に保管することができる設備を設けること	細 4-1-3
脱衣室	床面積は、男女各 13.5 m ² 以上とすること	細 4-1-4-7
	入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること	細 4-1-4-イ
	脱衣室又は浴室に飲用水供給施設を設けること	細 4-1-8
浴室	床面積は、男女各 16.5 m ² 以上であること	細 4-1-5-7
	適当な湯抜き、換気扇等が設けること	細 4-1-5-イ
	天井は、適当な勾配を付ける等により水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-5-ウ
	壁及び床は、不浸透性の材料で造ること	細 4-1-5-エ
	床は、すべりにくい仕上げとし、使用水等が停滞しない様に適当な勾配を設けること	細 4-1-5-オ
洗い場	入浴者数に応じた十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること	細 4-1-6-7
	入浴者数に応じた十分な数の洗い桶及び腰掛を備えること	細 4-1-6-イ
浴槽	浴槽内面積は、3.5 m ² 以上とすること	細 4-1-7-7
	上縁は、浴室の底面から 0.3m以上とすること ※洗い場での使用水等が浴槽内に流入しないための適切な措置が講じられている場合はこの限りでない	細 4-1-7-イ
	浴槽に常時十分な量の新たな湯水を補給できない場合は、1 時間当たりのろ過能力が当該浴槽の容量以上である循環ろ過装置を設置すること	細 4-1-7-ウ

	循環ろ過装置を設置した浴槽には、ヘアキャッチャーを設けること	細 4-1-7-エ
	原水及び原湯の浴槽への注入口は、浴槽水が逆流しない構造であること	細 4-1-7-オ
屋外浴槽	屋外の浴槽等は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-13-ア
	屋外の浴槽に付帯する通路等は、脱衣室、浴室等の屋内から直接出入りできる位置に設けること	細 4-1-13-イ
	屋外の浴槽水が屋内の浴槽水と混じらない構造とすること	細 4-1-13-ウ
サウナ室	サウナ室は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-12-ア
	サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料で造ること	細 4-1-12-イ
	蒸気を利用するサウナ室の天井は、水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-12-ウ
	サウナ室の床面は、排水及び清掃が容易に行える構造とすること	細 4-1-12-エ
	サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口、加熱パイプ等は、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること	細 4-1-12-オ
	サウナ室は、換気を適切に行える構造とすること	細 4-1-12-カ
	サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備及び温度計を備えること	細 4-1-12-キ
	サウナ室の室内を容易に見通すことができる構造とすること	細 4-1-12-ク
使用水	サウナ室には、非常用ブザー及び時計を備えること	細 4-1-12-ケ
	サウナ室には、非常用ブザー及び時計を備えること	細 4-1-12-ケ
排水設備	飲用に適していることが明らかな水以外の水を入浴用、飲用等に用いる場合は、必要に応じてろ過器、消毒設備その他の浄化装置を設けること	細 4-1-14
	浴場の汚水を屋外の下排水溝、排水ます等に遅滞なく排水できる排水溝等を設けること	細 4-1-10-ア
排水設備	排水溝、排水管及び排水ますは、コンクリート等の不浸透性材料を用い、臭気の発散、汚水の漏出等を防ぐための必要な設備とすること	細 4-1-10-イ
	排水溝、排水管及び排水ますは、コンクリート等の不浸透性材料を用い、臭気の発散、汚水の漏出等を防ぐための必要な設備とすること	細 4-1-10-イ
便所	便所は、衛生上支障のない場所に設け、窓又は換気扇を有し、流水式手洗い設備がもうけられていること	細 4-1-9
灰置場	灰置場は、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な措置を講ずること ※灰置場を設ける必要のない施設は適用しない	細 4-1-11 内規

条：岐阜市公衆浴場業法施行条例 細：岐阜市公衆浴場業法施行細則 内規：岐阜市公衆浴場許可基準内規

(2) 保養施設浴場の構造基準

一般的事項	浴場内は、採光又は照明により十分な照度を確保すること (150～300 ルクス)	条 4-3 内規
	脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、男女別に区画して設け、相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること	細 4-1-1
	入浴しようとする者との面接に適する構造又は設備を設けること	細 4-1-2
	傘及び履物を安全に保管することができる設備を設けること	細 4-1-3
脱衣室	床面積は、男女各 13.5 m ² 以上とすること	細 4-1-4-7
	入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること ※施設内の他の場所に入浴者の衣類その他携帯品を安全に保管できる設備がある場合には、「安全」に保管することができる設備を適用しないが、入浴者の衣類等を保管できる設備を設けること	細 4-1-4-イ 内規
	脱衣室又は浴室に飲用水供給施設を設けること	細 4-1-8
浴室	床面積は、男女各 16.5 m ² 以上であること	細 4-1-5-7
	適当な湯抜き、換気扇等が設けること	細 4-1-5-イ
	天井は、適当な勾配を付ける等により水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-5-ウ
	壁及び床は、不浸透性の材料で造ること	細 4-1-5-エ
	床は、すべりにくい仕上げとし、使用水等が停滞しない様に適当な勾配を設けること	細 4-1-5-オ
洗い場	入浴者数に応じた十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること	細 4-1-6-7
	入浴者数に応じた十分な数の洗い桶及び腰掛を備えること	細 4-1-6-イ
浴槽	浴槽内面積は、3.5 m ² 以上とすること	細 4-1-7-7
	上縁は、浴室の底面から 0.3m以上とすること ※洗い場での使用水等が浴槽内に流入しないための適切な措置が講じられている場合はこの限りでない	細 4-1-7-イ
	浴槽に常時十分な量の新たな湯水を補給できない場合は、1 時間当たりのろ過能力が当該浴槽の容量以上である循環ろ過装置を設置すること	細 4-1-7-ウ
	循環ろ過装置を設置した浴槽には、ヘアキャッチャーを設けること	細 4-1-7-エ
	原水及び原湯の浴槽への注入口は、浴槽水が逆流しない構造であること	細 4-1-7-オ

屋外浴槽	屋外の浴槽等は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-13-ア
	屋外の浴槽に付帯する通路等は、脱衣室、浴室等の屋内から直接出入りできる位置に設けること	細 4-1-13-イ
	屋外の浴槽水が屋内の浴槽水と混じらない構造とすること	細 4-1-13-ウ
サウナ室	サウナ室は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-12-ア
	サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料で造ること	細 4-1-12-イ
	蒸気を利用するサウナ室の天井は、水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-12-ウ
	サウナ室の床面は、排水及び清掃が容易に行える構造とすること	細 4-1-12-エ
	サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口、加熱パイプ等は、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること	細 4-1-12-オ
	サウナ室は、換気を適切に行える構造とすること	細 4-1-12-カ
	サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備及び温度計を備えること	細 4-1-12-キ
	サウナ室の室内を容易に見通すことができる構造とすること	細 4-1-12-ク
	サウナ室には、非常用ブザー及び時計を備えること	細 4-1-12-ケ
使用水	飲用に適していることが明らかな水以外の水を入浴用、飲用等に用いる場合は、必要に応じてろ過器、消毒設備その他の浄化装置を設けること	細 4-1-14
排水設備	浴場の汚水を屋外の下排水溝、排水ます等に遅滞なく排水できる排水溝等を設けること	細 4-1-10-ア
	排水溝、排水管及び排水ますは、コンクリート等の不透水性材料を用い、臭気の発散、汚水の漏出等を防ぐための必要な設備とすること	細 4-1-10-イ
便所	便所は、衛生上支障のない場所に設け、窓又は換気扇を有し、流水式手洗い設備がもうけられていること	細 4-1-9
灰置場	灰置場は、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な措置を講ずること ※灰置場を設ける必要のない施設は適用しない	細 4-1-11 内規

条：岐阜市公衆浴場業法施行条例 細：岐阜市公衆浴場業法施行細則 内規：岐阜市公衆浴場許可基準内規

(3) スポーツ施設等付帯浴場の構造基準

一般的事項	浴場内は、採光又は照明により十分な照度を確保すること (150～300 ルクス)	条 4-3 内規
	脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、男女別に区画して設け、相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること ※水着を着用して利用する場所については適用しない	細 4-1-1 内規
	入浴しようとする者との面接に適する構造又は設備を設けること	細 4-1-2
	傘及び履物を安全に保管することができる設備を設けること	細 4-1-3
脱衣室	床面積は、男女各 13.5 m ² 以上とすること ※利用形態等から明らかに 13.5 m ² 以上を要しないと考えられる場合は、同時利用人員 1 人当たり 0.8 m ² 以上とすること	細 4-1-4-7 内規
	入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること ※施設内の他の場所に入浴者の衣類その他携帯品を安全に保管できる設備がある場合は、上記の「安全」に保管することができる設備を適用しないが、入浴者の衣類等を保管できる設備を設けること	細 4-1-4-イ 内規
	脱衣室又は浴室に飲用水供給施設を設けること	細 4-1-8
浴室	床面積は、男女各 16.5 m ² 以上であること ※ 下記※ ¹ 及び※ ² の事項を適用する公衆浴場には適用しない	細 4-1-5-7
	適当な湯抜き、換気扇等が設けること	細 4-1-5-イ
	天井は、適当な勾配を付ける等により水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-5-ウ
	壁及び床は、不浸透性の材料で造ること	細 4-1-5-エ
	床は、すべりにくい仕上げとし、使用水等が停滞しない様に適当な勾配を設けること	細 4-1-5-オ
洗い場	入浴者数に応じた十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること	細 4-1-6-7
	入浴者数に応じた十分な数の洗い桶及び腰掛を備えること	細 4-1-6-イ
	床面積を同時利用人員 1 人当たり 1.1 m ² 以上とすること ※ ¹ 洗い場を設けない場合は適用しない	内規
浴槽	浴槽内面積は、3.5 m ² 以上とすること ※ ² 利用形態等から明らかに 3.5 m ² 以上を要しないと考えられる場合は、同時利用人員 1 人当たり 0.3 m ² 以上とし、寝て使用する浴槽の当該面積については同時利用人員 1 人当たり 0.7 m ² 以上とすること	細 4-1-7-7 内規

	上縁は、浴室の底面から 0.3m以上とすること ※洗い場での使用水等が浴槽内に流入しないための適切な措置が講じられている場合はこの限りでない	細 4-1-7-イ
	浴槽に常時十分な量の新たな湯水を補給できない場合は、1 時間当たりのろ過能力が当該浴槽の容量以上である循環ろ過装置を設置すること	細 4-1-7-ウ
	循環ろ過装置を設置した浴槽には、ヘアキャッチャーを設けること	細 4-1-7-エ
	原水及び原湯の浴槽への注入口は、浴槽水が逆流しない構造であること	細 4-1-7-オ
屋外浴槽	屋外の浴槽等は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-13-ア
	屋外の浴槽に付帯する通路等は、脱衣室、浴室等の屋内から直接出入りできる位置に設けること	細 4-1-13-イ
	屋外の浴槽水が屋内の浴槽水と混じらない構造とすること	細 4-1-13-ウ
サウナ室	サウナ室は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-12-ア
	サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料で造ること	細 4-1-12-イ
	蒸気を利用するサウナ室の天井は、水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-12-ウ
	サウナ室の床面は、排水及び清掃が容易に行える構造とすること	細 4-1-12-エ
	サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口、加熱パイプ等は、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること	細 4-1-12-オ
	サウナ室は、換気を適切に行える構造とすること	細 4-1-12-カ
	サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備及び温度計を備えること	細 4-1-12-キ
	サウナ室の室内を容易に見通すことができる構造とすること	細 4-1-12-ク
	サウナ室には、非常用ブザー及び時計を備えること	細 4-1-12-ケ
使用水	飲用に適していることが明らかな水以外の水を入浴用、飲用等に用いる場合は、必要に応じてろ過器、消毒設備その他の浄化装置を設けること	細 4-1-14
排水設備	浴場の汚水を屋外の下排水溝、排水ます等に遅滞なく排水できる排水溝等を設けること	細 4-1-10-ア
	排水溝、排水管及び排水ますは、コンクリート等の不浸透性材料を用い、臭気の発散、汚水の漏出等を防ぐための必要な設備とすること	細 4-1-10-イ
便所	便所は、衛生上支障のない場所に設け、窓又は換気扇を有し、流水式手洗い設備が設けられていること	細 4-1-9
灰置場	灰置場は、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な措置を講ずること ※灰置場を設ける必要のない施設は適用しない	細 4-1-11 内規

条：岐阜市公衆浴場業法施行条例 細：岐阜市公衆浴場業法施行細則 内規：岐阜市公衆浴場許可基準内規

(4) サウナ浴場の構造基準

一般的事項	浴場内は、採光又は照明により十分な照度を確保すること (150～300 ルクス)	条 4-3 内規
	脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、男女別に区画して設け、相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること ※水着を着用して利用する場所については適用しない	細 4-1-1 内規
	入浴しようとする者との面接に適する構造又は設備を設けること	細 4-1-2
	傘及び履物を安全に保管することができる設備を設けること	細 4-1-3
脱衣室	床面積は、男女各 13.5 m ² 以上とすること ※利用形態等から明らかに 13.5 m ² 以上を要しないと考えられる場合は、同時利用人員 1 人当たり 0.8 m ² 以上とすること	細 4-1-4-ア 内規
	入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること ※施設内の他の場所に入浴者の衣類その他携帯品を安全に保管できる設備がある場合は、上記規定の「安全」に保管することができる設備を適用しないが、入浴者の衣類等を保管できる設備を設けること	細 4-1-4-イ 内規
	脱衣室又は浴室に飲用水供給施設を設けること	細 4-1-8
浴室	適当な湯抜き、換気扇等が設けること	細 4-1-5-イ
	天井は、適当な勾配を付ける等により水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-5-ウ
	壁及び床は、不浸透性の材料で造ること	細 4-1-5-エ
	床は、すべりにくい仕上げとし、使用水等が停滞しない様に適当な勾配を設けること	細 4-1-5-オ
洗い場	入浴者数に応じた十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること	細 4-1-6-ア
	入浴者数に応じた十分な数の洗い桶及び腰掛を備えること	細 4-1-6-イ
	床面積を同時利用人員 1 人当たり 1.1 m ² 以上とすること ※ ¹ 洗い場を設けない場合は適用しない	内規
浴槽	浴槽内面積は同時利用人員 1 人当たり 0.3 m ² 以上とし、寝て使用する浴槽の当該面積については同時利用人員 1 人当たり 0.7 m ² 以上とすること ※浴槽を設けない場合は適用しない	内規
	上縁は、浴室の底面から 0.3m 以上とすること ※洗い場での使用水等が浴槽内に流入しないための適切な措置が講じられている場合はこの限りでない	細 4-1-7-イ
	浴槽に常時十分な量の新たな湯水を補給できない場合は、1 時間当たりのろ過能力が当該浴槽の容量以上である循環ろ過装置を設置すること	細 4-1-7-ウ

	循環ろ過装置を設置した浴槽には、ヘアキャッチャーを設けること	細 4-1-7-エ
	原水及び原湯の浴槽への注入口は、浴槽水が逆流しない構造であること	細 4-1-7-オ
シャワー	洗い場及び浴槽を設けない場合にあっては、効果的に洗浄できる構造のシャワーを入浴者数に応じて設けること	内規
屋外浴槽	屋外の浴槽等は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-13-ア
	屋外の浴槽に付帯する通路等は、脱衣室、浴室等の屋内から直接出入りできる位置に設けること	細 4-1-13-イ
	屋外の浴槽水が屋内の浴槽水と混じらない構造とすること	細 4-1-13-ウ
サウナ室	サウナ室は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-12-ア
	サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料で造ること	細 4-1-12-イ
	蒸気を利用するサウナ室の天井は、水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-12-ウ
	サウナ室の床面は、排水及び清掃が容易に行える構造とすること ※テントサウナ（骨組みや布地等を用いたテント若しくはそれに類似する構造のもので、その内部を蒸気、熱気等で温めるもの）を除く	細 4-1-12-エ 内規
	サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口、加熱パイプ等は、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること	細 4-1-12-オ
	サウナ室は、換気を適切に行える構造とすること	細 4-1-12-カ
	サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備及び温度計を備えること	細 4-1-12-キ
	サウナ室の室内を容易に見通すことができる構造とすること	細 4-1-12-ク
	サウナ室には、非常用ブザー及び時計を備えること	細 4-1-12-ケ
使用水	飲用に適していることが明らかな水以外の水を入浴用、飲用等に用いる場合は、必要に応じてろ過器、消毒設備その他の浄化装置を設けること	細 4-1-14
排水設備	浴場の汚水を屋外の下水溝、排水ます等に遅滞なく排水できる排水溝等を設けること	細 4-1-10-ア
	排水溝、排水管及び排水ますは、コンクリート等の不浸透性材料を用い、臭気の発散、汚水の漏出等を防ぐための必要な設備とすること	細 4-1-10-イ
便所	便所は、衛生上支障のない場所に設け、窓又は換気扇を有し、流水式手洗い設備がもうけられていること	細 4-1-9
灰置場	灰置場は、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な措置を講ずること ※灰置場を設ける必要のない施設は適用しない	細 4-1-11 内規

条：岐阜市公衆浴場業法施行条例 細：岐阜市公衆浴場業法施行細則 内規：岐阜市公衆浴場許可基準内規

(5) 家族風呂及び個室付特殊浴場の構造基準

一般的事項	浴場内は、採光又は照明により十分な照度を確保すること (150～300 ルクス)	条 4-3 内規
	(個室付特殊浴場の場合) 個室浴室の出入り口の扉には、適当な位置に内部を見通すことができる窓を設けること	内規
	入浴しようとする者との面接に適する構造又は設備を設けること	細 4-1-2
	傘及び履物を安全に保管することができる設備を設けること	細 4-1-3
脱衣室	床面積は、同時利用人員 1 人当たり 0.8 m ² 以上とすること	内規
	入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること ※家族風呂で脱衣室の出入口に内部から鍵等のかかる場合は適用しないが、入浴者の衣類等を保管できる設備を設けること	細 4-1-4-イ 内規
	脱衣室又は浴室に飲用水供給施設を設けること	細 4-1-8
浴室	適当な湯抜き、換気扇等が設けること	細 4-1-5-イ
	天井は、適当な勾配を付ける等により水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-5-ウ
	壁及び床は、不浸透性の材料で造ること	細 4-1-5-エ
	床は、すべりにくい仕上げとし、使用水等が停滞しない様に適当な勾配を設けること	細 4-1-5-オ
洗い場	入浴者数に応じた十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること	細 4-1-6-7
	入浴者数に応じた十分な数の洗い桶及び腰掛を備えること	細 4-1-6-イ
	床面積は同時利用人員 1 人当たり 1.1 m ² 以上とすること	内規
浴槽	浴槽内面積は、同時利用人員 1 人当たり 0.3 m ² 以上とし、寝て使用する浴槽の当該面積については、同時利用人員 1 人当たり 0.7 m ² 以上とすること	内規
	上縁は、浴室の底面から 0.3m 以上とすること ※洗い場での使用水等が浴槽内に流入しないための適切な措置が講じられている場合はこの限りでない	細 4-1-7-イ
	浴槽に常時十分な量の新たな湯水を補給できない場合は、1 時間当たりのろ過能力が当該浴槽の容量以上である循環ろ過装置を設置すること	細 4-1-7-ウ
	循環ろ過装置を設置した浴槽には、ヘアキャッチャーを設けること	細 4-1-7-エ
	原水及び原湯の浴槽への注入口は、浴槽水が逆流しない構造であること	細 4-1-7-オ

屋外浴槽	屋外の浴槽等は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-13-ア
	屋外の浴槽に付帯する通路等は、脱衣室、浴室等の屋内から直接出入りできる位置に設けること	細 4-1-13-イ
	屋外の浴槽水が屋内の浴槽水と混じらない構造とすること	細 4-1-13-ウ
サウナ室	サウナ室は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-12-ア
	サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料で造ること	細 4-1-12-イ
	蒸気を利用するサウナ室の天井は、水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-12-ウ
	サウナ室の床面は、排水及び清掃が容易に行える構造とすること	細 4-1-12-エ
	サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口、加熱パイプ等は、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること	細 4-1-12-オ
	サウナ室は、換気を適切に行える構造とすること	細 4-1-12-カ
	サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備及び温度計を備えること	細 4-1-12-キ
	サウナ室の室内を容易に見通すことができる構造とすること	細 4-1-12-ク
	サウナ室には、非常用ブザー及び時計を備えること	細 4-1-12-ケ
使用水	飲用に適していることが明らかな水以外の水を入浴用、飲用等に用いる場合は、必要に応じてろ過器、消毒設備その他の浄化装置を設けること	細 4-1-14
排水設備	浴場の汚水を屋外の下排水溝、排水ます等に遅滞なく排水できる排水溝等を設けること	細 4-1-10-ア
	排水溝、排水管及び排水ますは、コンクリート等の不透水性材料を用い、臭気の発散、汚水の漏出等を防ぐための必要な設備とすること	細 4-1-10-イ
便所	便所は、衛生上支障のない場所に設け、窓又は換気扇を有し、流水式手洗い設備がもうけられていること	細 4-1-9
灰置場	灰置場は、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な措置を講ずること ※灰置場を設ける必要のない施設は適用しない	細 4-1-11 内規

条：岐阜市公衆浴場業法施行条例 細：岐阜市公衆浴場業法施行細則 内規：岐阜市公衆浴場許可基準内規

(6) 露天風呂の構造基準

一般的事項	浴場内は、採光又は照明により十分な照度を確保すること (150～300 ルクス)	条 4-3 内規
	脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、男女別に区画して設け、相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること ※水着を着用して利用する場所については適用しない	細 4-1-1 内規
	入浴しようとする者との面接に適する構造又は設備を設けること	細 4-1-2
	傘及び履物を安全に保管することができる設備を設けること	細 4-1-3
脱衣室	床面積は、男女各 13.5 m ² 以上とすること ※利用形態から明らかに 13.5 m ² 以上を要しない場合と考えられる場合は、同時利用人員 1 人当たり 0.8 m ² とすること	細 4-1-4-7 内規
	入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること	細 4-1-4-イ
	脱衣室又は浴室に飲用水供給施設を設けること ※設置場所の地形上設けることが困難な場合は適用しない	細 4-1-8 内規
浴室	床面積は、男女各 16.5 m ² 以上であること	細 4-1-5-7
	適当な湯抜き、換気扇等が設けること	細 4-1-5-イ
	天井は、適当な勾配を付ける等により水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-5-ウ
	壁及び床は、不浸透性の材料で造ること	細 4-1-5-エ
	床は、すべりにくい仕上げとし、使用水等が停滞しない様に適当な勾配を設けること	細 4-1-5-オ
洗い場	入浴者数に応じた十分な数の給水栓及び給湯栓を備えること ※床面積を同時利用人員 1 人当たり 1.1 m ² 以上とすること。洗い場を設けない場合は適用しない	細 4-1-6-7 内規
	入浴者数に応じた十分な数の洗い桶及び腰掛を備えること	細 4-1-6-イ
浴槽	浴槽内面積は、3.5 m ² 以上とすること	細 4-1-7-7
	上縁は、浴室の底面から 0.3m 以上とすること ※洗い場での使用水等が浴槽内に流入しないための適切な措置が講じられている場合はこの限りでない	細 4-1-7-イ
	浴槽に常時十分な量の新たな湯水を補給できない場合は、1 時間当たりのろ過能力が当該浴槽の容量以上である循環ろ過装置を設置すること	細 4-1-7-ウ
	循環ろ過装置を設置した浴槽には、ヘアキャッチャーを設けること	細 4-1-7-エ

	原水及び原湯の浴槽への注入口は、浴槽水が逆流しない構造であること	細 4-1-7-オ
屋外浴槽	屋外の浴槽等は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-13-ア
	屋外の浴槽に付帯する通路等は、脱衣室、浴室等の屋内から直接出入りできる位置に設けること	細 4-1-13-イ
	屋外の浴槽水が屋内の浴槽水と混じらない構造とすること	細 4-1-13-ウ
サウナ室	サウナ室は、入浴者数に応じた十分な面積であること	細 4-1-12-ア
	サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料で造ること	細 4-1-12-イ
	蒸気を利用するサウナ室の天井は、水滴の落下を防ぐ構造又は設備とすること	細 4-1-12-ウ
	サウナ室の床面は、排水及び清掃が容易に行える構造とすること	細 4-1-12-エ
	サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口、加熱パイプ等は、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること	細 4-1-12-オ
	サウナ室は、換気を適切に行える構造とすること	細 4-1-12-カ
	サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備及び温度計を備えること	細 4-1-12-キ
	サウナ室の室内を容易に見通すことができる構造とすること	細 4-1-12-ク
	サウナ室には、非常用ブザー及び時計を備えること	細 4-1-12-ケ
使用水	飲用に適していることが明らかな水以外の水を入浴用、飲用等に用いる場合は、必要に応じてろ過器、消毒設備その他の浄化装置を設けること	細 4-1-14
排水設備	浴場の汚水を屋外の下水溝、排水ます等に遅滞なく排水できる排水溝等を設けること	細 4-1-10-ア
	排水溝、排水管及び排水ますは、コンクリート等の不浸透性材料を用い、臭気の発散、汚水の漏出等を防ぐための必要な設備とすること	細 4-1-10-イ
便所	便所は、衛生上支障のない場所に設け、窓又は換気扇を有し、流水式手洗い設備がもうけられていること	細 4-1-9
灰置場	灰置場は、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な措置を講ずること ※灰置場を設ける必要のない施設は適用しない	細 4-1-11 内規

条：岐阜市公衆浴場業法施行条例 細：岐阜市公衆浴場業法施行細則 許可基準内規：岐阜市公衆浴場許可基準内規

4 衛生措置等の基準

公衆浴場業の営業者は、営業施設について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければなりません。



換気・採光・照明・清潔	営業施設は、常に清潔を保持し、月 1 回以上消毒を実施すること	条 4-(1)
	浴場内は常に換気に注意し、場内の空気は炭酸ガス含有量 0.1%を超えないこと	条 4-(2)
	浴場内は、採光又は照明により十分な照度を確保すること (150～300 ルクス)	条 4-(3) 内規
浴室の管理・清掃消毒	浴槽の湯は、常に満水にすること	条 4-(4)
	上がり用の湯水、浴槽水、シャワー用の湯水及び飲用の湯水は、定期的に検査し、清浄なものを絶えず供給すること	条 4-(6)
	浴槽水は、新たな湯水を補給すること又は循環ろ過をすることにより、常に清浄を保つこと。	細 5-(1)-ア
	浴槽水は、毎日換水し、浴槽を清掃すること ただし、循環ろ過装置を使用している浴槽水は、1 週間に 1 回以上完全に換水し、浴槽を清掃し、及び消毒すること。	細 5-(1)-イ
	循環ろ過装置を使用している浴槽水は、1 年に 1 回以上水質検査を実施し、維持管理が適正になされていることを確認すること	細 5-(1)-ウ
	飲用に適していることが明らかな水以外の水を飲用に用いる場合は、1 年に 1 回以上水質検査を実施するほか、色、濁り、臭い及び味について異常のないことを毎日確認すること	細 5-(1)-エ
	浴槽に附属する設備は、定期的に点検、清掃、消毒その他必要な維持管理をすること	条 4-(7)
	循環ろ過装置は、1 週間に 1 回以上消毒すること	細 5-(2)
入浴の衛生	伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者を業務に従事させないこと ※医師の診断により支障がないと認められる場合はこの限りでない	細 5-(3)-ア
	営業施設内の見やすい場所に入浴者の遵守事項、入浴料金、営業時間その他公衆衛生上必要な事項を掲示すること	細 5-(3)-イ
	入浴者にタオル、くし等を貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとする	細 5-(3)-ウ
	入浴者にかみそりを貸与する場合は、新しいものとし、使用済みのかみそりを放置させないこと	細 5-(3)-エ

風紀	7歳以上の男女を混浴させないこと	条 4-(5)
	善良な風俗を害するおそれがある文書、絵画、写真その他の物品を掲げ、又は備えないこと	細 5-(3)-オ
	従業員に風紀を乱すおそれがある服装及び行為をさせないこと	細 5-(3)-カ
記録の保存	公衆浴場の維持管理状況を記録し、実施した水質検査の結果とともに3年以上保存すること	細 5-(3)-キ

条：岐阜市公衆浴場業法施行条例 細：岐阜市公衆浴場業法施行細則 内規：岐阜市公衆浴場許可基準内規

5 入浴者等の制限

入浴者は、公衆浴場において、浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならないとされています。

また、営業者又は公衆浴場の管理者は、次の①、②のような行為をする者に対して、その行為を制止しなければなりません。

- ① 泥酔者等他の入浴者の入浴に支障を与える恐れのある者の入浴
- ② 浴槽内で体を洗うこと、浴室で洗濯をすることその他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為



6 浴槽水等の衛生管理

6-1 浴槽水等の水質基準及び検査回数

浴室で使用される水の水質については、岐阜市公衆浴場及び旅館業における浴槽水等の水質基準及び衛生措置基準に関する要綱により、水質基準及び検査回数が定められています。



<浴槽水等の水質基準>

検査項目	浴槽水	原水、カラン水、シャワー水
①色度	—	5 度以下
②濁度	5 度以下	2 度以下
③水素イオン濃度	—	5.8～8.6
④全有機炭素の量（TOC）	8 mg/L 以下	3 mg/L 以下
又は過マンガン酸カリウム消費量※	25 mg/L 以下	10 mg/L 以下
⑤大腸菌	1 個/mL 以下	検出されないこと
⑥レジオネラ属菌	検出されないこと（10 CFU/100mL 未満）	
薬湯、温泉等を使用する場合で、この基準により難しく、かつ衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、次の基準を適用除外できるとされています。		
・浴槽水：②、④の項目		
・原水、カラン水、シャワー水：①～④の項目		

<水質検査回数>

毎日完全換水型※ ¹ 循環浴槽水	年 1 回以上
連日使用型※ ² 循環浴槽水	年 2 回以上
(消毒が塩素消毒以外の場合)	年 4 回以上

※1 毎日完全換水型：循環ろ過装置を使用し、毎日完全換水している浴槽水

※2 連日使用型：24 時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水

6－2 レジオネラ症発生防止対策

不特定多数の人が利用する公衆浴場の大浴場は汚れが蓄積しやすく、日頃の施設や設備の衛生管理が不十分の場合、レジオネラ属菌が施設や設備の中で増殖するおそれがあります。

レジオネラ属菌に感染すると、レジオネラ症を発症するリスクがあります。

施設や設備でレジオネラ属菌を増やさないために、以下を参考にして、適切な衛生管理を行ってください。

・レジオネラ対策のページ（厚生労働省 HP）

公衆浴場、旅館業の衛生管理要領、循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル等が掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

・入浴施設におけるレジオネラ症発生防止対策のための衛生管理手引書（岐阜市 HP）

レジオネラ症の発生防止対策について、当保健所が要点を絞って記載したものです。入浴施設の衛生管理にお役立てください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/seikatukankyo/1002783/1002784/1016381.html>



7 営業開始後の保健所への届出等

	変更事項等	提出書類	
変更届	☐ 営業施設の名称変更 ☐ 営業者の改姓、改名 ☐ 営業者の住所変更 ☐ 管理者の変更	☐ 公衆浴場営業許可等申請事項変更届 (様式第 8 号)	変更後 10 日以内
	☐ 法人代表者の変更 ☐ 法人の定款の変更	☐ 公衆浴場営業許可等申請事項変更届 (様式第 8 号) ☐ 登記事項証明書 (3 月以内に作成されたもの)	
	☐ 浴場の構造設備の変更	☐ 公衆浴場営業許可等申請事項変更届 (様式第 8 号) ☐ 変更後の図面、構造仕様書	
承継届	☐ 前営業者が新営業者へ営業者の地位を譲渡したとき	☐ 公衆浴場営業承継(譲渡)届(様式第 2 号の 2) ☐ 営業の譲渡が行われたことを証する書類 (任意様式) ☐ (譲受人が法人の場合) 譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	遅滞なく
	☐ 前営業者が死亡し、営業者の地位を相続したとき ※については 1 本人の死亡年月日 2 相続権のあるすべての方の存在 3 相続権のある方の現在の姓 の証明が必要です。戸籍全部(謄本)、原戸籍全部(謄本)などが必要な場合もあるため、岐阜市役所市民課)で営業相続に用いる旨を伝え、必要書類を確認して請求して下さい。	☐ 公衆浴場営業承継(相続)届(様式第 3 号) ☐ 戸籍謄本(原本)又は法定相続人情報一覧図の写し※(原本) ☐ 相続人全員の相続同意書(様式第 4 号)	遅滞なく
	☐ 営業者(法人)が合併によって営業者の地位を承継したとき	☐ 公衆浴場営業承継(合併)届(様式第 5 号) ☐ 合併後存続する法人又は合併により新設された法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	遅滞なく

	☐ 営業者（法人）が分割によって営業者の地位を承継したとき	☐ 公衆浴場営業承継（分割）届出書（様式第5号の2） ☐ 分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	遅滞なく
停止（廃止）届	☐ 公衆浴場営業の全部又は一部を停止したとき	☐ 公衆浴場営業停止届（様式第7号）	10日以内
	☐ 公衆浴場営業を廃止したとき	☐ 公衆浴場営業廃止届（様式第8号） ☐ 営業許可書	
廃業・新規	☐ 営業施設を大規模改装するとき（営業の同一性が失われる規模）	☐ 公衆浴場営業許可申請書 ※営業の同一性が失われる規模の改装を行う場合、新規施設として許可取り直しが必要です。 ☐ 申請手数料 22,000 円（非課税）（キャッシュレス決済可） ☐ （許可後）公衆浴場営業廃止届	営業開始30日前
証明書発行	☐ 証明書が必要なとき	☐ 証明手数料 300 円（非課税）（キャッシュレス決済可） ・証明願は来所時に渡します	必要時

8 申請・届出の記入例 (1) 公衆浴場営業許可申請

様式第1号(第2条関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所（法人の場合は、名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

株式会社岐阜市保健所 代表取締役 岐阜 太郎

岐阜市都通2丁目19番地

TEL ●●●●-●●●●-●●●●

(年 月 日生)

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場法第2条第1項の規定により、公衆浴場営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公衆浴場の名称		岐阜市保健所の湯
公衆浴場の所在地		岐阜市都通2丁目19番地
公衆浴場の種別		その他の公衆浴場
構造設備		別添のとおり
管理者	住所	岐阜市都通2丁目19番地
	氏名	岐阜 次郎
公衆浴場の種類		スーパー銭湯
参考事項		

添付書類

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書。ただし、登記事項証明書は、3月以内に作成されたものとする。
- 2 申請地を中心とした半径300メートルの地域内の見取図
- 3 公衆浴場の給水・給湯系統図、循環ろ過装置のある場合は循環ろ過系統図、構造設備の仕様書及び平面図
- 4 公衆浴場の種類（温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。）
- 5 公衆浴場で用いる湯水、飲用水等の種別及び水質の適性を示す書類
- 6 維持管理を必要とする主な設備の一覧を示した書類
- 7 その他市長が必要と認める書類

水質検査結果書の写しを添付
(水道水直圧による給水の場合は省略可)

- ・ (建築基準法第6条第1項の規定による新築の場合)
同法第7条第5項の検査済証の写しを添付
- ・ (土地及び建物が他人の所有に属する場合)
土地及び建物を使用する権利を有することを証する書類の写しを添付

添付書類 3 (1) 構造仕様書

様式第 1 号 (第 3 関係)

構造仕様書

施 設		仕 様 内 容						
施設	敷 地	●●●.● m ²						
	建 物	鉄筋コンクリート 造 ・ 2 階建 延 ●●●.● m ²						
脱衣室	区 分	男 (併 用)				女		
	床 面 積	●●.● m ²				●●.● m ²		
	窓 面 積	●●.● m ²				●●.● m ²		
	衣類携帯品等保管設備	● 個				● 個		
浴室	区 分	男 (併 用)				女		
	床 面 積	●●.● m ²				●●.● m ²		
	窓 面 積	●●.● m ²				●●.● m ²		
	換 気	湯気抜き ・ 換気装置				湯気抜き ・ 換気装置		
	天 井	材質 アルミ 勾 配 1/50				材質 アルミ 勾 配 1/50		
	床	材質 磁器タイル 排水勾配 1/80				材質 磁器タイル 排水勾配 1/80		
	壁	材質 磁器タイル				材質 磁器タイル		
	洗い場面積	●●.● m ²				●●.● m ²		
	給 水 栓	● 個				● 個		
	洗い桶腰かけ	● 個				● 個		
	浴槽の種類	内面積	容 積	上 縁	ろ 過 装 置	滅菌器	除じん機	
	男 室	白湯	●.●m ²	●.●m ³	●●cm	③ ●.●m ³ /h	有・無	有
		薬湯	●.●m ²	●.●m ³	●●cm	③ ●.●m ³ /h	有・無	有
		水風呂	●.●m ²	●.●m ³	●●cm	① m ³ /h	有・無	有
		露天 (温泉)	●.●m ²	●.●m ³	●●cm	③ ●.●m ³ /h	有・無	有
		m ²	m ³	cm	m ³ /h	有・無		
		m ²	m ³	cm	m ³ /h	有・無		
		m ²	m ³	cm	m ³ /h	有・無		
		m ²	m ³	cm	m ³ /h	有・無		
		m ²	m ³	cm	m ³ /h	有・無		
		m ²	m ³	cm	m ³ /h	有・無		
		m ²	m ³	cm	m ³ /h	有・無		
		m ²	m ³	cm	m ³ /h	有・無		
※ ろ過装置 ①毎日換水式浴槽 ②毎日完全換水型循環式浴槽 ③連日使用型循環式浴槽を記入								

浴槽の種類		内面積	容 積	上 縁	ろ 過 装 置	滅菌器	除じん機	
浴 室	白湯	●.●m ²	●.●m ³	●●cm	③	●.●m ³ /h	有・無	有
	薬湯	●.●m ²	●.●m ³	●●cm	③	●.●m ³ /h	有・無	有
	水風呂	●.●m ²	●.●m ³	●●cm	①	m ³ /h	有・無	有
	露天（温泉）	●.●m ²	●.●m ³	●●cm	③	●.●m ³ /h	有・無	有
		m ²	m ³	cm		m ³ /h	有・無	
		m ²	m ³	cm		m ³ /h	有・無	
		m ²	m ³	cm		m ³ /h	有・無	
		m ²	m ³	cm		m ³ /h	有・無	
		m ²	m ³	cm		m ³ /h	有・無	
		m ²	m ³	cm		m ³ /h	有・無	
		m ²	m ³	cm		m ³ /h	有・無	
		m ²	m ³	cm		m ³ /h	有・無	
※ ろ過装置 ①毎日換水式浴槽 ②毎日完全換水型循環式浴槽 ③連日使用型循環式浴槽を記入								
サ ウ ナ	区 分	男（併 用）			女			
	種 類	蒸気・熱気・その他（ ）			蒸気・熱気・その他（ ）			
	床 面 積	●●.● m ²			●●.● m ²			
	天井・床・壁	材質 ロックウール・特殊塩ビ・磁器タイル			材質 ロックウール・特殊塩ビ・磁器タイル			
	換 気 設 備	給気口75φ 排気（換気扇）100φ			給気口75φ 排気（換気扇）100φ			
	温度調節設備	電子温度調節器			電子温度調節器			
	内部の見通し	扉窓有			扉窓有			
	そ の 他	温 度 計	有			有		
		非常用バザー	有			有		
		時 計	有			有		
注意表示		有			有			
そ の 他	使 用 水	浴用 上水道 井戸水 飲用 上水道 井戸水 井戸水（トイレから水源までの距離 ●●m） （※飲用の場合、飲料水適合成績書別添）						
	ト イ レ	下水道 ・ 浄化槽 ・ その他（ ） 1階 4ヶ所・ 階 ヶ所・ 階 ヶ所 計 4ヶ所						

※ 上記記入できない詳細については別添のとおり

5 維持管理を必要とする主な設備の一覧を示した書類

主な維持管理を必要とする設備の一覧を示した書類

系 統	設 備	設置数	系 統	設 備	設置数	系 統	設 備	設置数
浴 用	水源	1 基	飲 用	水源	基	空 調 用	冷却塔	基
	貯水槽	1 槽		ろ過槽	槽		外気 取入口	口
	貯湯槽	1 槽		滅菌器	器		空気清 浄装置	基
	浴槽	8 槽		受水槽	1 槽		冷却加 熱装置	3 基
	エアロゾル 発生装置	2 機		ポンプ	1 基		加湿減 湿装置	基
	ヘアキャッ チャー	8 槽					ダクト	
	ポンプ	4 機						
	加熱器	3 機						
	ろ過槽	2 槽						
	滅菌器	3 機						

(2) 公衆浴場営業許可等申請事項変更届

様式第6号(第3条関係)

●● 年 ● 月 ● 日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所(法人の場合は、名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

株式会社岐阜市保健所

代表取締役 岐阜 太郎

岐阜市都通2丁目19番地

公衆浴場営業許可等申請事項変更届

公衆浴場営業許可申請書
公衆浴場営業承継届
の記載事項を変更したので、公衆浴場法施行規
則第4条の規定により届け出ます。

公衆浴場の名称	岐阜市保健所の湯
公衆浴場の所在地	岐阜市都通2丁目19番地
変更事項	法人代表者
変更前	井ノ口 花子
変更後	岐阜 太郎
変更理由	代表者改選
変更期日	●● 年 ● 月 ● 日

登記事項証明書に記載の変更日を記入
(登記日ではない)

添付書類

- 1 法人で定款又は代表者を変更した場合は、登記事項証明書。ただし、3月以内に作成されたものとする。
- 2 構造設備の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした仕様書及び平面図

登記事項証明書のコピーを提出したい場合は、原本照合を行うため原本もご持参ください

(3-1) 公衆浴場営業承継（譲渡）届

様式第2号の2（第2条の2関係）

●● 年 ● 月 ● 日

（あて先）岐阜市保健所長

届出者の住所 岐阜市司町40番地1

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出者の氏名 株式会社岐阜市役所 代表取締役 井ノ口 花子

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

届出者の生年月日

公衆浴場営業承継（譲渡）届

公衆浴場法第2条の2第1項の規定により、営業者の地位を譲渡により承継したので届け出ます。

営業施設の名称	岐阜市保健所の湯	
営業施設の所在地	岐阜市都通2丁目19番地	
営業施設に係る許可番号	岐阜市指令保生（許認可）第●●号	
営業施設の種別	その他の公衆浴場	
譲渡人	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	岐阜市都通2丁目19番地
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社岐阜市保健所 代表取締役 岐阜 太郎
譲渡の年月日	●● 年 ● 月 ● 日	
参考事項		

譲渡契約書の写し又は譲渡を証する書類を添付

添付書類

- 1 公衆浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 その他市長が必要と認める書類

添付書類1

【 理容・美容・クリーニング・公衆浴場・興行場 】 営業の譲渡を証する書類

株式会社岐阜市保健所 代表取締役 岐阜 太郎 (譲渡人)

は、

株式会社岐阜市役所 代表取締役 井ノ口 花子 (譲受人)

に対して、次のとおり営業を譲渡したことを証します。

・営業施設の名称 : 岐阜市保健所の湯

・営業施設の所在地 : 岐阜市都通2丁目19番地

・譲渡日 : ●●年 ●月 ●日

○○年 ○月 ○日 (本書類作成日)

【譲渡人】 住所 岐阜市都通2丁目19番地
(法人の場合は主たる事務所の所在地)

氏名 株式会社岐阜市保健所 代表取締役 岐阜 太郎
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

印

【譲受人】 住所 岐阜市司町40番地1
(法人の場合は主たる事務所の所在地)

氏名 株式会社岐阜市役所 代表取締役 井ノ口 花子
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

印

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(3-2) 公衆浴場営業承継(相続)承認申請書

様式第3号(第2条の2関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所

岐阜 一郎

岐阜市都通2丁目19番地

公衆浴場営業承継(相続)届

公衆浴場法第2条の2第1項の規定により、営業者の地位を相続により承継したので届け出ます。

公衆浴場の名称		岐阜市保健所の湯	
公衆浴場の所在地		岐阜市都通2丁目19番地	
公衆浴場の種別		その他の公衆浴場	
被相続人との続柄		子(長男)	
被相続人	住所	岐阜市都通2丁目19番地	被相続人の 亡くなった日
	氏名	岐阜 太郎	
相続開始年月日		●●年	●月 ●●日
参考事項			

添付書類

- 1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員により営業者の地位を承継すべき相続人と選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 その他市長が必要と認める書類

添付書類2

様式第4号(第2条の2関係)

同意書

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

住 所 岐阜市都通2丁目19番地
証明者
氏 名 岐阜 花子 印

次のとおり公衆浴場について営業者の地位を承継することに同意します。

1 公衆浴場

名 称 岐阜市保健所の湯

所在地 岐阜市都通2丁目19番地

1 被相続人

氏 名 岐阜 太郎

住 所 岐阜市都通2丁目19番地

2 公衆浴場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者

氏 名 岐阜 一郎

住 所 岐阜市都通2丁目19番地

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(3 - 3) 公衆浴場営業承継 (合併) 承認申請書

様式第 5 号 (第 2 条の 2 関係)

●● 年 ● 月 ● 日

(あて先) 岐阜市保健所長

名称及び代表者の氏名並びに
主たる事務所の所在地
株式会社岐阜市保健所
代表取締役 岐阜 太郎
岐阜市都通 2 丁目 1 9 番地

公 衆 浴 場 営 業 承 継 (合 併) 届

公衆浴場法第 2 条の 2 第 1 項の規定により、営業者の地位を合併により承継したので届け出ます。

営 業 施 設 の 名 称		岐阜市保健所の湯
営 業 施 設 の 所 在 地		岐阜市都通 2 丁目 1 9 番地
営 業 施 設 の 種 別		その他の公衆浴場
合 併 に よ り 消 滅 し た 法 人	名 称	株式会社岐阜市役所
	代 表 者 氏 名	代表取締役 井ノ口 花子
	事 務 所 所 在 地	岐阜市司町 4 0 番地 1
合 併 の 年 月 日		●● 年 ● 月 ●● 日
参考事項		

添付書類

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 2 その他市長が必要と認める書類

(3-4) 公衆浴場営業承継(分割) 承認申請書

様式第5号の2(第2条の2関係)

●● 年 ● 月 ● 日

(あて先)岐阜市保健所長

名称及び代表者の氏名並びに
主たる事務所の所在地
株式会社岐阜市保健所

代表取締役 岐阜 太郎

岐阜市都通2丁目19番地

公 衆 浴 場 営 業 承 継 (分 割) 届

公衆浴場法第2条の2第1項の規定により、営業者の地位を分割により承継したので届け出ます。

営 業 施 設 の 名 称		岐阜市保健所の湯
営 業 施 設 の 所 在 地		岐阜市都通2丁目19番地
営 業 施 設 の 種 別		その他の公衆浴場
分割 前 の 法 人	名 称	株式会社岐阜市役所
	代 表 者 氏 名	代表取締役 井ノ口 花子
	事 務 所 所 在 地	岐阜市司町40番地1
分 割 の 年 月 日		●● 年 ● 月 ●● 日
参考事項		

添付書類

- 1 分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 2 その他市長が必要と認める書類

(4) 公衆浴場営業停止届

様式第7号(第3条関係)

●● 年 ● 月 ● 日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所（法人の場合は、名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

株式会社岐阜市保健所

代表取締役 岐阜 太郎

岐阜市都通2丁目19番地

公 衆 浴 場 営 業 停 止 届

公衆浴場営業の全部(一部)を停止したので、公衆浴場法施行規則第4条の
規定により届け出ます。

公 衆 浴 場 の 名 称	岐阜市保健所の湯
公衆浴場の所在地	岐阜市都通2丁目19番地
停 止 理 由	内装工事のため
停 止 期 間	●● 年 4 月 1 日から●● 年 4 月 3 0 日まで
一部停止した場合 は、停止箇所	

(5) 公衆浴場営業廃止届

様式第8号(第3条関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所(法人の場合は、名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

株式会社岐阜市保健所

代表取締役 岐阜 太郎

岐阜市都通2丁目19番地

公衆浴場営業廃止届

公衆浴場営業を廃止したので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け
出ます。

公衆浴場の名称	岐阜市保健所の湯
公衆浴場の所在地	岐阜市都通2丁目19番地
廃止理由	施設老朽化のため
廃止年月日	●●年 ●月 ●日

添付書類 営業許可書

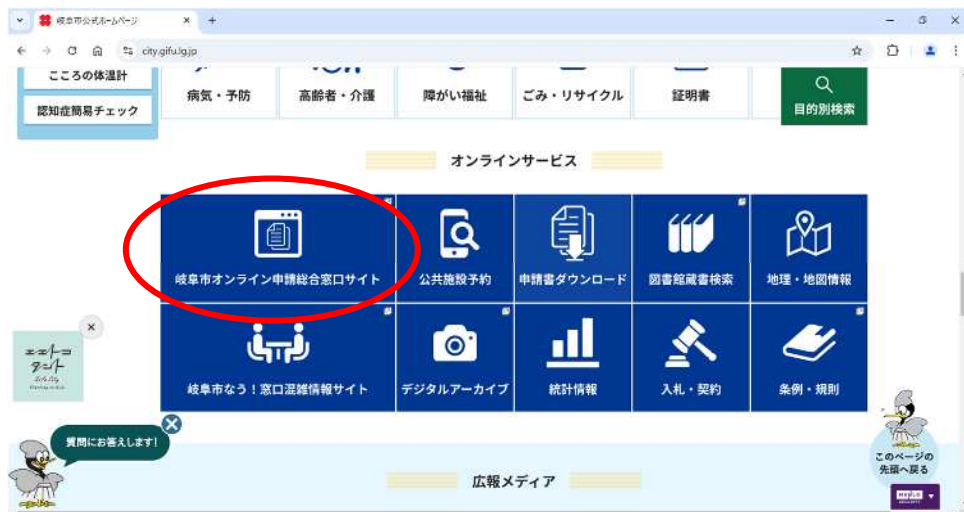
営業許可書を紛失した場合は、
その旨を空きスペースに記入

備考 営業者が死亡又は解散した場合は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87
条に規定する届出義務者又は清算人が届け出るものとする。

9 公衆浴場営業における主な関連機関連絡先

問い合わせ事項	担当課	電話番号
消防法令に関すること	岐阜北消防署 岐阜中消防署 岐阜南消防署	058-231-5308 058-262-7166 058-272-2012
建築基準法、用途地域に関すること	岐阜市まちづくり推進部建築指導課	058-214-4509
個室付特殊浴場営業の規制に関する こと	岐阜北警察署 岐阜中警察署 岐阜南警察署	058-233-0110 058-263-0110 058-276-0110
地下水揚水設備の届出に関すること	岐阜市環境部環境保全課	058-214-2153
専用水道・貯水槽水道に関すること	岐阜市保健所生活衛生課	058-252-7195
温泉利用許可に関すること		
飲食物の提供に関すること	岐阜市保健所食品衛生課	058-252-7194

岐阜市の HP からでもオンラインの申請・届出ができます。



公衆浴場業に関するお問い合わせ・ご相談

岐阜市保健所 生活衛生課 環境監視係

〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地

TEL 058-252-7195

e-mail: s-eisei@city.gifu.gifu.jp

